

令和8年8月31日

総務事務厚生課
直 通：092-643-3092
内 線：2523
担 当：永田、古賀

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置物品業者：
住所 神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5
商号又は名称 富士通 Japan 株式会社
- 2 指名停止の期間：
令和8年8月31日から令和8年9月30日まで（1箇月間）
- 3 事実概要：
富士通 Japan 株式会社の元従業員が、同社の管理する営業秘密を不正に複製し持ち出したことにより、令和8年5月12日に不正競争防止法違反（営業秘密領得）の容疑で埼玉県警に逮捕され、同年6月1日付でさいたま簡易裁判所から罰金30万円の略式命令を受けた。
- 4 指名停止の理由：
上記の事実は、「福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱」別表その2第10号に定める措置要件に該当する。

【指名停止等措置要綱 別表その2第10号該当】

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 10 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県発注物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内